

マネパカード会員規約（改訂日：令和3年6月30日改訂）
新旧対照表

（下線部分改正）

改訂前	改訂後
<p>第10条（有効期限・更新・所有権）</p> <p>(2) 当社は、本カード<u>有効期間開始から有効期限の2ヶ月前</u>までに本カードを利用した会員に対して有効期限を更新するものとします。対象となる会員には、有効期限満了にあたり、新しい有効期限を付した本カードをお送りします。</p> <p>一方、対象外の会員に対しては更新カードの発行は行わず、発行を希望する場合はカード再発行の手続きが必要となります。なお、更新対象外となってもカード口座の解約は行われません。</p>	<p>第10条（有効期限・更新・所有権）</p> <p>(2) 当社は、本カード<u>有効期限の6ヶ月前から有効期限到来</u>までに本カードを利用した会員に対して有効期限を更新するものとします。対象となる会員には、有効期限満了にあたり、新しい有効期限を付した本カードをお送りします。</p> <p>一方、対象外の会員に対しては更新カードの発行は行わず、発行を希望する場合はカード再発行の手続きが必要となります。<u>また、カード再発行する際に発生する手数料は会員が負担するものとします。</u>なお、更新対象外となってもカード口座の解約は行われません。</p>